

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種、母子保健、健康増進に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田市は、予防接種、母子保健、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・予防接種、母子保健、健康増進に関する事務ではシステムの保守について外部委託業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に「個人情報の保護及び取扱いに関する契約」を締結し、また承諾のない再委託を禁止している。
- ・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、IDカード及びパスワードにより操作者を限定、追跡調査のため端末やシステムの操作記録を保存し、外部媒体への保存に制限をかけるなどの対策を講じている。

評価実施機関名

大田市長

公表日

令和8年7月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種、母子保健、健康増進に関する事務
②事務の概要	予防接種法、母子保健法、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【予防接種】 ①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③予防接種の健康被害の救済措置 ④予防接種の未接種者への勧奨通知 ⑤統計報告資料、データ分析の処理 ⑥新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 【母子保健】 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 【健康増進】 ①健康診査及び各種がん検診対象者の抽出 ②健康診査及び各種がん検診の結果の管理 ③健康教育対象者の抽出 ④教育・相談・訪問の結果管理 ⑤各事業の統計処理
③システムの名称	健康情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル、母子保健ファイル、成人保健ファイル、保健指導ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表 項番14, 70, 111, 126 ○番号法第19条の第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ○番号法第19条の第6号(委託先への情報提供) ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第40条、第54条、第67条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番25, 26, 80, 95, 139, 153 <情報照会の根拠> ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番25, 26, 27, 28, 29, 95, 96, 139, 153
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境福祉部地域医療推進課・こども未来部健康増進課・こども未来部こども家庭支援課
②所属長の役職名	地域医療推進課長・健康増進課長・こども家庭支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大田市総務部総務課法令係 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel:0854-83-8012
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大田市健康福祉部 健康増進課 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel:0854-83-8151
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、担当が確認した後、必ず所属長の最終確認を得ることとしている。また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することの徹底、廃棄書類に特定個人情報が含まれていないかのダブルチェック等を行っているため、人為的ミスが発生するリスクは低減できていると判断している。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、対象者以外の情報や必要な情報以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月29日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	別表第二における情報提供の根拠:26、56の2、87の項	別表第二における情報提供の根拠:16の2、56の2の項	事後	法令改正のため
平成29年8月29日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	別表第二における情報照会の根拠:17、18、19、70の項	別表第二における情報照会の根拠:16の2、17、18、19、70の項	事後	法令改正のため
平成29年8月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	健康増進課長 中村郁子	健康増進課長 楯野美里	事後	人事異動
令和1年5月14日	I ー5.ー② 所属長の役職名	健康増進課長 楯野美里	健康増進課長	事後	様式変更のため
令和1年5月14日	IVリスク対策	(なし)	評価書の内容のとおり	事後	様式変更のため
令和2年2月5日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	別表第二における情報提供の根拠:16の2、56の2の項 情報照会の根拠:16の2、17、18、19、70の項	別表第二における情報提供の根拠:16の2、56の2、69の2の項 情報照会の根拠:16の2、17、18、19、69の2、70の項	事前	
令和2年11月17日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	PIA再実施
令和2年11月17日	I 関連情報 1. ②事務の概要	【予防接種】 ①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③予防接種の健康被害の救済措置 ④予防接種の未接種者への勧奨通知 ⑤統計報告資料、データ分析の処理	【予防接種】 ①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③予防接種の健康被害の救済措置 ④予防接種の未接種者への勧奨通知 ⑤統計報告資料、データ分析の処理 ⑥新型インフルエンザの予防接種に係る事務	事前	
令和2年11月17日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第10、49、76の項	番号法第9条第1項、別表第一の第10、49、76、93の2項	事前	
令和2年11月17日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	別表第二における情報提供の根拠:16の2、56の2、69の2、88の項 情報照会の根拠:16の2、17、18、19、69の2、70の項	別表第二における情報提供の根拠:16の2、56の2、69の2、88の項 情報照会の根拠:16の2、17、18、19、69の2、70、115の2項	事前	
令和3年6月25日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第10、49、76、93の2項	番号法第9条第1項、別表第一の第10、49、76、93の2項 番号法第19条の第15号	事後	法令根拠の記載追加
令和3年6月25日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	別表第二における情報提供の根拠:16の2、56の2、69の2、88の項 情報照会の根拠:16の2、17、18、19、69の2、70、115の2項	別表第二における情報提供の根拠:16の2、16の3、56の2、69の2、88の項 情報照会の根拠:16の2、17、18、19、69の2、70、115の2項	事後	法令根拠の記載追加
令和3年7月19日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	番号法第19条の第15号	番号法第19条の第16号	事後	法令改正のため
令和3年7月19日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	番号法第19条の第7号 別表第二	番号法第19条の第8号 別表第二	事後	法令改正のため
令和4年3月1日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 別表第二における情報提供の根拠:16の2、16の3、56の2、69の2、88 情報照会の根拠:16の2、17、18、19、69の2、70、102の2、115の2の項	番号法第19条第8号 別表第二 別表第二における情報提供の根拠:16の2、16の3、56の2、69の2、88、102の2の項 別表第二主務省令:50 情報照会の根拠:16の2、17、18、19、69の2、70、102の2、115の2の項 別表第二主務省令:50		
令和4年3月29日	I 関連情報 1. ②事務の概要	【予防接種】 ①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③予防接種の健康被害の救済措置 ④予防接種の未接種者への勧奨通知 ⑤統計報告資料、データ分析の処理 ⑥新型インフルエンザの予防接種に係る事務	【予防接種】 ①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③予防接種の健康被害の救済措置 ④予防接種の未接種者への勧奨通知 ⑤統計報告資料、データ分析の処理 ⑥新型インフルエンザの予防接種に係る事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	「新型コロナウイルス感染症の予防接種等」の接種証明書の窓口・郵送申請受付、及び電子申請、電子交付、及びVRS一括照会機能追加に係る保護評価の修正
令和7年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康情報システム	健康情報システム、団体内総合宛名番号システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 3. 個人情報の利用	番号法第9条第1項、別表第一の第10、49、76、93の2項 番号法第19条の第16号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第40条、第54条	○番号法第9条第1項 別表 項番14、70、111、126 ○番号法第19条の第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ○番号法第19条の第6号(委託先への情報提供) ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第40条、第54条、第67条の2	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号 別表第二 別表第二における情報提供の根拠:16の2、16の3、56の2、69の2、88、102の2の項 別表第二主務省令:50 情報照会の根拠:16の2、17、18、19、69の2、70、102の2、115の2の項 別表第二主務省令:50	番号法第19条第8号 別表第二 別表第二における情報提供の根拠:16の2、16の3、56の2、69の2、88、102の2、115の2の項 別表第二主務省令:50 情報照会の根拠:16の2、16の3、17、18、19、69の2、70、102の2、115の2の項 別表第二主務省令:50.	事後	
令和7年12月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	評価書の内容のとおり	事後	
令和8年7月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部健康増進課	市民環境福祉部地域医療推進課・こども未来部健康増進課・こども未来部こども家庭支援課	事後	機構再編による部課名変更
令和8年7月13日	I ー5.ー② 所属長の役職名	健康増進課長	地域医療推進課長・健康増進課長・こども家庭支援課長	事後	機構再編による部課名変更
令和8年7月13日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数	令和3年9月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	